

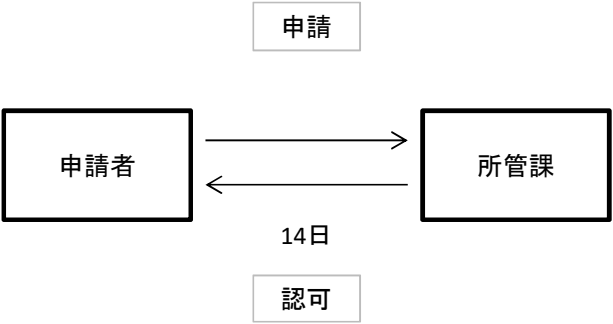
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 37

処 分 名	換地計画の認可	
処 分 の 概 要	換地計画を認可する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第86条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標 準 処 理 期 間		計 14日
審 査 基 準	土地区画整理法第86条第4項, 第5項の認可基準及び要領に定める基準 【根拠法令等】 土地区画整理法 （換地計画の決定及び認可） 第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は機構等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。 4 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反していること。 二 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 三 換地計画の内容が事業計画の内容と抵触していること。 5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区（都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。）が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。 組合等施行土地区画整理事業に関する認可事務等処理要領	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。